

東京都児童福祉審議会 専門部会
(児童福祉施設の設備及び運営基準について)
議事録

- 1 日時 平成23年11月21日（月）18時45分～20時43分
- 2 場所 都庁第一本庁舎 33階 N6会議室
- 3 次第
- (開会)
 - 1 委員・行政職員紹介
 - 2 少子社会対策部長挨拶
 - 3 議事
(1) 部会長・副部会長選任
(2) 東京都児童福祉施設の設備及び運営に関する条例（仮称）及び規則に規定する基準について
- (閉会)
- 4 出席委員
柏女部会長、石阪委員、今田委員、遠藤委員、加藤委員、南山委員、武藤委員、網野委員
- 5 配付資料
 - 資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿
 - 資料2 児童福祉審議会・専門部会（児童福祉施設の設備及び運営基準について）の設置及び審議内容について
 - 資料3 条例及び規則に定める基準案について
 - 資料4 保育の質の確保・向上に向けて
 - 資料5 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）

○高際少子社会対策部計画課長 定刻になりましたので、始めさせていただきます。
本日はお忙しい中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。私は事務局の書記を担当させていただいております、福祉保健局少子社会対策部計画課長の高際でございます。よろしくお願ひいたします。
失礼して座って進めさせていただきます。
開会に先立ちまして、委員の皆様の御出席について御報告させていただきます。
本専門部会の委員は委員8名、オブザーバー1名の計9名でございます。

本日、所用のため成澤委員は御欠席と伺っております。その他の皆様は御出席ですので、定足数に達することをまず御報告させていただきます。

次に、お手元に会議資料を配付してございますので、御確認をお願いいたします。

次第に続きまして、資料1は東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局の名簿でございます。

資料2「児童福祉審議会・専門部会（児童福祉施設の設備及び運営基準について）の設置及び審議内容について」。

資料3「条例及び規則に定める基準案について」。

資料4「保育の質の確保・向上に向けて」。

資料5「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」。厚生労働省令を置かせていただいております。

過不足ございませんでしょうか。

なお、本日の審議会は公開となっておりまして、傍聴の方もいらっしゃいます。また、議事録は後日、東京都のホームページに掲載されますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから「東京都児童福祉審議会専門部会（児童福祉施設の設備及び運営基準について）」を開催させていただきます。

本部会は、平成23年6月14日に開催いたしました第2回本委員会におきまして、児童福祉施設の設備及び運営基準について都道府県に条例委任されることに伴いまして、国の政省令が交付された後、都が制定する条例について専門部会にて審議することが決定されていたものでございます。

このたび、10月7日に厚生労働省の省令が公布されましたことから、この専門部会の設置の運びとなりました。

また、専門部会の委員の皆様についてでございますが、さきの本委員会におきまして委員長に一任いただくということで御承認いただいておりますので、網野委員長より新たな臨時委員お二人を含む8名の方の御指名をいただいたところでございます。

それでは、本日御出席の委員の皆様を、資料1によりまして御紹介をさせていただきます。まず、網野武博児童福祉審議会委員長でございます。

本部会にはオブザーバーとして御参加をちょうだいしております。

石阪丈一委員でございます。

今田義夫委員でございます。

新たに児童福祉審議会臨時委員に御就任いただきました、遠藤和幸委員でございます。

柏女靈峰委員でございます。

加藤尚子委員でございます。

新たに臨時委員に御就任いただきました、南山徳英委員でございます。

武藤素明委員でございます。

次に、行政側職員について管理職の御紹介をさせていただきます。

幹事長を務めます、少子社会対策部長の桃原でございます。

幹事を務めます、事業推進担当部長の秀嶋でございます。

少子社会対策部家庭支援課長の柏原でございます。

同じく育成支援課長の平倉でございます。

同じく保育支援課長の多田でございます。

その他関係職員は名簿のとおりでございますので、御確認をいただければと思います。

それでは、ここで少子社会対策部長の桃原より一言ごあいさつを申し上げます。

○桃原福祉保健局少子社会対策部長 少子社会対策部長をしております桃原でございます。

本日は委員の皆様方におかれましては、大変御多用のところ、しかも夜の時間をちょうどいたしまして御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいま高際の方から御説明申し上げたとおり、本部会でございますけれども、さきに一括法及び国の方の政省令等で全貌が明らかになってまいりました、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の条例への盛り込みを御審議いただくわけでございます。

この間、保育に関する基準について御議論を先行して行わせていただいたところでございますが、今回、児童福祉関係の施設がそろってまいりましたので、このような部会を設けさせていただいたところでございます。

この児童福祉施設と一言で申し上げても、内容につきましてはさまざまということでございまして、なかなか併せて御審議いただくということについて若干わかりづらい点等もあると思しますけれども、そこにつきましては御容赦いただきまして、ただ、御意見については忌憚のないところをお寄せいただきたいと存じます。

条例化についてはこちらの審議が整い次第、上程というふうに考えておりますので、なかなか時間のない中での御審議をお願いするということで大変恐縮とは存じますけれども、短い中でも充実した御議論をちょうだいできればと考えているところでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○高際少子社会対策部計画課長 それでは、次に部会長の選任に入らせていただきます。

まず、東京都児童福祉審議会条例施行規則第5条第3項では、部会長を互選により選出することとなっております。このことにつきましてはいかがいたしますか。

○加藤委員 大変僭越ではございますが、児童福祉の専門家でもあり、これまでの御経験や御実績が豊富な柏女靈峰委員にお引き受けいただけたらと思います。

○高際少子社会対策部計画課長 ただいま加藤委員から、部会長には柏女委員をということで御発言をちょうだいいたしました。もし御異議が皆様なければそのように決めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○高際少子社会対策部計画課長 それでは、本専門部会の部会長は柏女委員ということで決定をさせていただきます。柏女委員、どうぞ部会長席にお移りください。

(柏女委員、部会長席へ移動)

○高際少子社会対策部計画課長 それでは、早速で恐縮ですが、柏女部会長に一言ごあいさつをちょうだいできればと思います。よろしくお願ひいたします。

○柏女部会長 ただいま部会長ということで御推挙をいただきまして、拝命をさせていただきました。どの程度お役に立てるかどうかわかりませんけれども、皆様方の御協力をいただきながら、よりよい基準をつくっていきたいと思っております。

少し私の方で感じていることをお話させていただきたいと思います。今ちょうど子供の福祉の問題は大きな転換期にございます。1つは子供の分野にもっと投資をしていくこうという全世代型社会保障をつくっていこう。そのためにこれまで年金、医療、介護の部分にお金を充当していた部分を、もう少し子供の方に充てていこうということで、1つ社会保障・税の一体改革

が進められております。

では、お金を投与するけれども、どの部分にお金を投与していったらいいのかということで、子供、家庭福祉や保育関係の新しい仕組みづくりが、保育あるいは障害者支援、社会的養護といったところで仕組みづくりというものが今、国の方で行われています。

そして、その仕組みはできたけれども、それを地方の独自性や自主性、自立性を生かして今度は推進していくかなければならない。そのための国と地方の在り方の見直しをしていく。この3つの動きが同時に進んでいると思っています。

今日ここで議論されますのは、まさに今、私が申し上げたものの3つ目ということで、国の方でつくる新システムを東京都なりにどのように進めていったらいいのか。東京都の自立性あるいは自主性を出しやすくする。そういうための仕組みづくりということになろうかと思います。国で一律に定めていた基準を都の独自性をどの程度出しながら、この新システムをうまく動かしていくのか。そうしたところが今日議論できればなというふうに思っております。是非皆様方の御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、ここからの進行を進めさせていただきたいと思いますが、今日の議事は東京都児童福祉施設の設備及び運営に関する条例及び規則に指定する基準というふうになっていますので、それについての事務局からの御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○高際少子社会対策部計画課長 それでは、私から専門部会で御審議いただく内容等につきまして、資料2及び資料3に基づきまして御説明をいたします。

まず資料2をごらんください。設置目的のところは先ほども申し上げまして、くどくて恐縮ですけれども、改めて1で記載をさせていただいております。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」。以前、地域主権改革の第1次一括法と呼ばれていたものでございますけれども、こちらが本年5月2日に公布、平成24年7月1日から施行ということになりました。

この法律におきまして、厚生労働大臣が児童福祉施設の設備運営基準を定めるとしております児童福祉法第45条などの改正がなされまして、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が、児童福祉施設の設備及び運営について条例で基準を定めることとされたところでございます。

都道府県がその条例を定めるに当たりましては、都道府県等が国の基準に従うべきもの、基準を標準として定めるもの、基準を参照して定めるものの3つの類型が設けられておりまして、こうした基準につきましては別途省令で定めることとされていたところ、先ほど申し上げましたとおり10月7日に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める省令として、公布がされたところでございます。

本日設置した専門部会は、これも先ほども申し上げましたが、この省令の交付を受けまして東京都が児童福祉施設の設備運営の基準を定める条例及び規則の内容につきまして御審議をちょうだいいたしまして、今後の立案に資することを目的とするものでございます。

なお、皆様には御案内のところかとは思いますが、先ほど申し上げました条例制定に当たって従うべき基準と申しますのが、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準とされております。当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないというものでございます。

標準とされているものが、法令の標準を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で地域の実情に応じた標準と異なる内容を定めることが許容されるもので、後ほど御説明申し上げますが、昨年度の専門部会で御議論いただきました保育所の面積基準がこれに当たります。

最後に参酌すべき基準というものが、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものということで、この後御説明申し上げます現在の案につきまして、いずれが従うべき基準か、いずれが標準か、いずれが参酌すべき基準かというのがわかるような資料をお付けしてございます。

次に、今回専門部会で御審議いただく対象となる施設は、2(1)に記載をいたしました9つでございます。

(2)に今後審議する施設ということで記載をしておりますが、児童福祉法で規定されています障害児施設につきましては、設備運営の基準等について11月16日までパブリックコメントを国で行っており、今後省令が公布される時期が後ろ倒しになっておりますことから、省令公布後改めて専門部会を開催し、別途御審議いただくことを予定しております。

3で条例と規則の構成ということで、今後どのように規定をしていくことを考えているかということを、簡単でございますが、記載をしております。

最終的にいずれの事項を条例で規定して、いずれを規則で規定するかということは児童福祉施設だけではなく、介護保険法ですとか老人福祉法、障害者自立支援法など、ほかの法律に基づき条例委任される施設の基準などと併せて、今後府内で詳細の調整がなされますけれども、基本的な考え方はこちらに記載したとおりでございまして、設備運営に必要となる職員などの基本的な事項については条例で、規則ではそれを補完する詳細な事項について規定することを考えております。

2ページ目に書かせていただいておりますが、条例規則の第一章では総則的なものを規定することを考えています。こちらも現在の国基準と同じような構成を考えておりまして、まず総則のところではそもそもその基準の目的ですか、都道府県がその基準を常に向上せざるよう努めること、児童福祉施設は基準を超えて常に施設及び運営の向上をさせなければならないこと。こちらは国基準に規定してございますが、そうした基本的な部分。

それから、職員の一般的要件ですか、虐待の禁止、衛生管理、秘密保持といった児童福祉施設全般に係る事項を総則の部分で規定いたしまして、第二章以降についてはそれぞれの施設ごとの章立てといいたしまして、各施設に関する基準を規定する。こうした構成で考えております。

今後の予定のところは後ほど御説明をさせていただくことといたしまして、現在こちらで考えております条例規則の基準の概要について、資料3で御説明をさせていただきます。

1と2で分けておりまして、1でございますけれども、対象となる施設9つのうち、保育所を除く8つの施設種別につきましては、国が定める基準に基づき規定することを考えております。国において施設を整備運営する上で必要不可欠なものとして定めている基準、こちらが本年度職員配置基準、設備基準ともに見直しがなされているということ及び都内施設の運営状況などを踏まえまして、10月7日に国から省令で示された基準に基づき規定することを考えてございます。

*が2つございます。1つ目でございますけれども、申し上げました8つの施設のうち情緒

障害児短期治療施設、児童家庭支援センターにつきましては、現在都内で設置がされておりません。ただ、児童福祉法上の児童福祉施設として位置づけられているものでございますので、東京都の条例及び規則においても国基準と同様に規定することを考えております。

また、2つ目の*で国基準において示されているもので何が従うべき基準かというところについては、施設に配置する従業者及びその数、居室面積等、児童等の適切な処遇の確保等に関する事項については「従うべき基準」とされておりまして、その他の事項については「参酌すべき基準」。ただし、保育所に係る居室面積については国が定める期間及び地域において「標準」とすることが示されています。

続きまして2として、保育所について規定の考え方を書かせていただいております。保育所については先ほど申し上げました8つの施設種別と異なりまして、国が定める基準をベースとしつつ、一部に都独自の基準を規定したいと思ってございます。この保育所ですけれども、現在東京都においては保育所設置認可等事務取扱要綱というものを定めておりまして、これに基づき認可等を行っているところでございます。

要綱は基本的に国の最低基準や解釈通知等に基づいて作成しておりますが、一部に都独自の上乗せ規定を設けております。今回、都が定める条例においては要綱で定める都独自の上乗せ規定のうち、実態として現在も既に標準化されており、引き続きすべての認可保育所に求めるべき基準について、都独自の規定として設けたいと思います。

そのほか国基準で定められている認定こども園に関する特例措置につきましては、東京都認定こども園の認定基準に関する条例との整合が図れるよう、都条例を整備することを予定しております。

具体的には2ページに都独自の部分を4つ記載してございます。

①といたしまして、国基準で「従うべき基準」とされているもので、都独自に上乗せをするものが2つでございます。

1つが乳児室またはほふく室の面積についてでございます。国基準においては子供の発達段階に応じ、乳児室をほふくしない段階の乳幼児1人につき 1.65m^2 以上。ほふくする段階の乳幼児1人につき 3.3m^2 以上とされておりますけれども、現在、都が設けております要綱におきましては、いずれの段階においても乳幼児1人につき 3.3m^2 以上としてきたところでございまして、条例におきましても同様に規定したいと考えております。

2点目が既存の幼稚園または保育所が、新たに認定こども園を運営するために新たに認可保育所を設置等する場合のことごとにございまして、国基準ではもう一方の認可を取得しやすくなるため、3歳以上児の保育室または遊戯室の面積及び職員資格について、認可の基準を大幅に緩める特例措置を設けております。しかし、東京都の認定こども園の認定基準に関する条例におきましては、保育及び教育の質の確保の観点から特例措置を設けておりませんで、その並びから今回の条例においても特例措置は規定せずということで考えております。

②でございますが、国基準で標準とされた事項について、合理的な理由がある範囲内で地域の実情に応じた都独自の基準を設けるというものでございます。先ほどの乳児室またはほふく室の面積につきましては、先ほども申し上げましたが、厚生労働大臣が定める期間及び地域、都内では15区9市に該当いたしますけれども、そこにおきましては「標準」と位置づけられておりまして、合理的な理由がある範囲内で地域の実情に応じた都独自の基準を設けられることになっております。

これについては前回の専門部会で、都が提案する内容を了承するというのが多数意見であったということで整理をされておりまして、こちらを踏まえ年度の途中に定員を超えて入所させる場合には、1人につき2.5m²以上ということで規定させていただきたいと考えております。

③は国基準で「参酌すべき基準」とされた事項について、都独自の基準を設けるものでございまして、1つ目が満2歳未満の乳児または幼児を入所させる保育所に設置が義務づけられている医務室の関係でございます。国基準では満2歳以上の幼児を入所させる保育所には設置が義務づけられていませんが、東京都の要綱では設置を求めてきたところでございまして、条例においても同様に必置と規定をしたいと思っております。

また、既存の幼稚園または保育所が新たに認定こども園を運営する場合の特例について、屋外遊技場については「参酌すべき基準」ということで分類をされております。こちらについても先ほどと同様の理由によりまして、都の認定こども園に係る条例との並びから、今回の条例においても特例措置は規定せずということを考えております。

最後④で、国基準ではなく、都独自の基準として設けるものについてでございますが、保育所の開所時間でございます。開所時間について国基準では規定がございませんけれども、東京都は要綱で11時間開所を基本ということで定めまして指導をしてまいりました。今後定める条例におきましても11時間開所ということを規定したいと考えております。

保育所についての説明は以上でございます。

次のページ以降につきましては、それぞれの施設種別ごとの基準を定めております。

3ページについては、それに先立ちまして今回御審議いただく対象となる施設の目的等の概要を簡単にまとめてございます。

4ページ以降については、それぞれの施設におきまして定める基準の案を記載してございます。項目としては職員配置の基準、設備の基準。5ページ以降の乳児院については理念等と記載した項目がありますが、こちらは施設で行っていただく養育、養護、生活支援などの目的ですとか、実施いただく事項など、都の条例及び規則に定める基準の案について一覧で記載をしてございます。

分類の欄は先ほども御説明した「従うべき基準」か「参酌すべき基準」か「標準」かという分類を記載しております。保育所の居室面積のところのみが「標準」となっておりまして、それ以外は「従うべき基準」か「参酌すべき基準」の記載がされております。これはまた後ほど御審議いただく際にごらんいただければと思います。

最後は資料2の2ページの今後の予定にお戻りをいただければと思います。この専門部会で御審議いただきました結果につきましては、来年1月に開催を予定しております第3回の本委員会で御報告をさせていただきまして、そこで審議結果を踏まえ、条例及び規則の立案を進めてまいりたいと思っております。

条例規則の施行についてでございますが、児童福祉の設備運営基準に関する基準を都道府県等への条例に委任するという整備法、改正児童福祉法が平成24年4月1日から施行されるということになっておりますので、その期日に合わせができるよう東京都においても立案作業を進めたいと思っております。準備が整い次第、都議会へ条例案を提出するということで考えております。

障害児施設につきましては先ほど申し上げましたとおり、基準に関する省令が公布されました後に、改めて専門部会、本委員会を開催いたしまして、そこで御審議の結果を踏まえ、児

童福祉施設の設備運営に関する条例規則の改正を行ってまいる予定にしてございます。

説明が長くなりまして恐縮でございます。私からの資料2及び資料3の御説明は以上でございます。これから条例及び規則に定める内容等について御審議をいただく前に、保育の質の確保・向上に向けての東京都の取組み等について御説明をさせていただければと思います。資料4でございます。

こちらは昨年度、保育所の設備運営基準に関し検討する専門部会を設置いたしまして、保育所の面積基準を中心に御議論をいただきまして、その検討結果を議論の整理としてまとめていただいたところでございますが、その際、設備基準と関連する保育の質について、政省令で示された段階で再度審議することとしたいという御意見をちょうどいいしておりますことから、本日、設備運営基準の御審議をいただくに当たりまして御説明をさせていただければと準備をしたものでございます。

申し訳ありませんが、もう少し時間をちょうどいいいたしまして、御説明をさせていただきます。説明は所管の保育支援課長の多田よりさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○多田少子社会対策部保育支援課長 それでは、私の方からお手元の資料4に基づきまして、保育の質の確保・向上に向けた、現在の都の取組みということで説明させていただきます。

1ページ、こちらは保育の質に関連して、現在、都において取り組んでいる事項を体系的に整理した図になっております。上方から順に見ていただきたいと思いますが、まず保育の質を支える要素ということで、こちら出典いたしましては21年の国の社会保障審議会少子化対策特別部会の資料から引用しているところですけれども、保育の質を支える要素として4点あります。(1)設備基準、面積等の物理的環境。

(2)保育者の配置等。

(3)保育内容。

(4)保育者の質・専門性となっております。

左端を見ていただきますと、こうした保育の質の確保・向上のための仕組みとして幾つか体制が組まれているところですが、まず今、御説明した(1)の物理的環境、(2)保育者の配置等につきまして、これまで児童福祉施設の最低基準に規定されていたところです。また(3)の保育内容につきましては、国の告示である保育所保育指針により担保されております。(4)の保育者の質・専門性につきましては、保育者の養成、研修を始めとした取組みとともに、第三者評価や都による指導監督も併せて、質の確保に向けた体制の整備を図ってきているところです。

これらの項目について、それぞれ今どういう取組みがされているかにつきまして右から左に矢印がついているかと思いますが、児童福祉施設の最低基準に適合するための取組みとして、基本的には最低基準による人員配置を行うのに必要な経費は、国の運営費負担金によってまかなわれているところですけれども、それに上乗せする形で各区市町村で現在独自に取り組んでいるものにつきましては、例えば区部については都区財政調整制度という仕組みの中で、基準財政需要額の中で人員の上乗せ配置等の経費が算定されていましたり、市町村部については子育て推進交付金により財源が保障されているという仕組みとなっております。

保育所保育指針については説明を省略しまして、次の保育士の養成というところですけれども、こちらについては各保育団体等を始めとして、関係団体において現在、保育士の資質向上のための研修、専門研修等が行われています。また、都及び区市町村において、そうした研修

の実施と併せて、研修受講のために必要な経費等の支援を行っている。また、区市町村単位になりますけれども、保育者を支援するための各保育所への訪問相談とか巡回指導等も行っているところです。

次のところは東京都の取組みになりますが、現在、保育所整備を進めていく中で保育士の確保が非常に難しい状況を踏まえ、資格を持っている方を中心に掘り起こしを図るための保育人材確保事業にも取り組んでおります。左に①がそれぞれ付いておりますけれども、下の注釈にございますとおり、前回の保育所の設備・運営基準に関する専門部会で「議論の整理」というものが今年3月にまとめられているところですが、その最後の方で今後の待機児童対策を進める上で留意すべき事項として列挙されている事項になります。

また、上方の枠に戻っていただきまして、評価の部分につきましては現在、東京都において福祉サービス第三者評価ということで、3年に1回以上の受審が努力義務とされています。指導監査についても定期的な一般指導検査に加えまして、必要に応じて特別指導検査も行われております。今、申し上げたもののうち、保育士の養成研修に関わるところが、次の2~7ページにわたって関連資料として付けております。

2ページをごらんいただきますと、保育所に関する研修事業ということで2つ記載しております。1つが各団体による研修ということで、下線のところを見ていただきますと、保育の関係団体が自らの取組みとして職層・職種別の研修、テーマ別の研修など、多様な研修を開催しているということ。また、下の区市町村による研修のところですが、同じく下線のところになりますけれども、東京都の補助事業である保育の質の向上のための研修事業等支援補助金の中で、区市町村が実施する保育の研修事業等を広く柔軟に支援するということと併せまして、子供家庭支援区市町村包括補助事業の中で、保育所を専門員等が巡回指導する事業など、区市町村が主体的に実施する取組みへの補助を行っております。こちらにつきましてはまだ利用率が十分高くない状況もありますので、引き続き補助事業の活用を区市町村に働きかけていきたいと考えております。

3ページ以降は今、申し上げた各団体における研修の資料となっておりまして、3ページ目が東社協保育部会の研修。

4ページ目が民間保育園協会の研修。

5ページ目が全国保育協議会、全国保育士会の研修。

6ページ目が日本保育協会の研修の予定表となっております。

7ページ目は保育の質の向上のための都の取組みで、①が研修の充実ということでまとめたペーパーになっております。ここで2点挙げておりまして、1つが先ほど申し上げた保育の質の向上のための研修事業等支援補助金で、①が研修の実施費用及び研修参加を可能とするための代替職員の賃金や、研修参加費等の補助を行うものです。

2が子供家庭支援区市町村包括事業で、この中でも区市町村単位で臨床心理士等の専門員が保育所を巡回して指導、相談に応じる事業等への補助を行っております。

8ページが都の取組みの②で、保育人材確保事業の概要を記載しております。こちらは平成21年度から始めた事業ですが、現在、保育士の資格を持ちながら実際に保育の職場で働いていらっしゃらない方の掘り起こしを図るため、主な内容といたしましては現在、年に4~5回になりますけれども、都内で地域ごとに保育士を対象とした研修会と就職相談会を兼ねたものを開催しております。それに合わせる形で今年度からの新規事業になりますが、これまで保育

士として保育所で働いたことのない方や、離職後かなりブランクの長い方を対象に、もう少し集中的に知識・技術の習得を図るということで、就職支援セミナーによる座学と、認可、認証保育所での職場体験実習を合わせたものも開催しているところです。

9ページ、こちらが第三者評価についての受審状況になりますが、認可、認証の各年度の受審率の状況等を示した表になっております。

ここまでが保育の質の確保・向上についての関連資料となります。

続きまして10ページ目をお願いいたします。これは少し違った切り口の資料となっております。今年3月にまとめられた「議論の整理」の中で、最後に残された課題の1つとして、今後保育所の面積基準の緩和を行った場合に、必要な検証をしていくことが求められるとされております。具体的にはこれまでの認証保育所の運営実績や、実際に基準緩和した後の変化等についてのモニタリングが必要だということで御指摘いただいているところですが、これについての1つの試みの例としてとらえていただければと思います。

内容としては、平成21年度の第三者評価利用者調査結果の認証保育所全体の集計を更に分析したものとなります。現在、認証保育所につきましては年度途中の弾力化ということで2.5m²まで面積を緩和することができる仕組みになっていますが、実際に10月1日現在の調査時点で面積の弾力化を図った左側の3.3m²未満のグループと、右側の弾力化をしなかった3.3m²以上のグループで、それぞれ第三者評価の利用者の調査の結果が、どれぐらいの数値の差が出るかということで分析をしてみたものです。

1~15まで項目がありまして、それぞれについて満足度等の指標がまとめられておりますので、比較していただければと思いますが、弾力化を図っていないところに比べて、図ったところの方が数値として良い結果が出ています。

この資料の最後になります。右端の方に参考と書かれておりまして、11~14ページまでが平成19年度の東京都福祉保健基礎調査の報告書ということで、子供の預け先を選ぶ際にどういうことを重視するかについて、例えば12ページで認可、認証等についてどういう点を重視して選んでいるかということをまとめた表になっております。

14ページは預け先について困ること、不満に思うことで、同じく施設種別ごとの指標についてまとめておりますので、参考までにご覧いただければと思います。

最後に、この保育の質の確保・向上に向けた取組みにつきまして、3月まで開催されていた保育所の設備・運営基準を検討した専門部会で委員をお願いしていたお二方の先生に、今回はこのメンバーには入っていらっしゃいませんけれども、事前に今の内容について御説明の上、意見を伺ってきておりますので、併せて紹介させていただきたいと思います。

お二方とも共通して意見として出されたところでは、まず各団体なり区市町村が実施している研修ということで、いろいろな機関がこういう形で研修を実施して、メニューとしても非常に充実してきているのはわかるが、実際にそれがどの程度効果的に実施されているのか、本当に必要な人が受けられるような仕組みになっているのかということについては、もう少し見直しが必要なのではないかという御意見をいただきております。

また、研修を受講するために必要な支援や、巡回指導についての区市町村の補助事業も現在用意してはいるんですけども、どの程度区市町村にこれが周知徹底されているのかということであるとか、もう少し制度として使いやすくなるような工夫をする余地があるのではないかという指摘も併せていただいているところです。

都が実施しています保育人材確保事業につきましても、都内で開催しているだけでは掘り起こしといつても限界があるので、更に大々的に地方にも展開していったらどうかという御意見もいただいているところです。

このお二方の先生からいただいた意見、それから、本日この場でいただいた意見等も踏まえまして、今後とも可能なものから取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

○柏女部会長 ありがとうございました。

それでは、大きく2つあって、1つは基準関係ということになります。基準関係については9つの施設種別について今日は検討ということで、8つについてはほぼ国の基準、つまり国の最低基準を随分かさ上げが今年度になってからされておりますので、あるいは言葉のリニューアル等も既にされているので、それを中心として規定をしていきたいというのが東京都の案となります。

保育所については一部国基準の上乗せ。標準部分については一部緩和ということで考えたいということです。更に昨年度の専門部会からの言わば申し送りとして、面積基準の緩和を行う場合に、その1つは検証をしていくことが必要ではないかということと、更に保育の質の向上を図るという努力を続けるべきではないか。この2つのことがあったので、その2つについて御説明を資料とともにさせていただいたということになるかと思います。

これについて、まずは御質問をいただくことにして、御質問をいただいた後、相互に深く関連しますので、一括で質の向上についてもやってきたいと思いますし、質の向上については今日は児童養護や母子の方、乳児の方もいらっしゃいますので、そうした部分についても広く御意見もちょうだいできればと考えています。よろしいでしょうか。''

それでは、御質問がもしございましたらお願ひをしたいと思います。遠藤委員、どうぞ。

○遠藤委員 挙がっているものはほとんど保育なので、いろいろと聞かなければいけないこともあります。

まず11時間の開所については、現在11時間を行っていないところはほとんどないと思うんですけども、11時間開所の需要のない日というのも実際問題は存在するのかなと思っています。ある特定の土曜日であるとか行事のとき等々で11時間の保育の需要がない場合の対応を聞きたいと思います。

もともと医務室は現在でもどこの保育園でも持っているんですが、条例化したときは現状のベッドと簡単な常備薬程度まで進むのかということです。それについてはそういうことを聞きたい。

認定こども園については、一応現在の基準は変えないということをもう一回確認させていただければと思っています。

以上、3点です。

○柏女部会長 では、今の3点については事務局の方からよろしいでしょうか。

○多田少子社会対策部保育支援課長 3点いただきまして、まず1点目の11時間開所ですけれども、これまで認可の基準として、東京都では11時間開所を基本とするということでやってまいりましたが、これについても全くニーズのない地域まですべて11時間開所をしなければいけないということで義務づけを行っているものではありません。今回条例を制定するに当

たっても、原則としておおむね11時間という規定になりますので、考え方としては全く変わっておりません。

やはり都内ではどうしても保護者の方の就労状況が多様であったり、通勤時間が非常に長いということで、実態としては大半の保育所が11時間開所となっていると思いますし、東京都の認証保育所についても13時間開所を義務づけておりますので、かなり一般化しているところかと思います。あくまでもニーズがないところまでこの条例で規制して、義務づけするという性格ではないというところで御確認いただければと思います。

医務室につきましても、現在の事務取扱要領でも特に専用の設備を設けなければいけないという規定もありませんし、必要な医薬品等を備え付けることはございますが、その他必要な備品であるとか、そういうものを事細かに規定していることはございませんので、こちらについても現在の考え方をそのまま引き継いでいるということです。

認定こども園につきましては、国の方で設けた特例措置というのは、例えば幼稚園が認可保育所をつくるときに、少し基準を緩めてつくりやすくするということで特例を定めたわけですけれども、平成18年度に、東京都の認定こども園条例を制定した際には幼稚園所管と、保育園所管との協議の結果、特に認定こども園をつくるからと言って認可保育所の基準を緩めるることは適切ではないという結論の下に、認定こども園条例からこの特例の規定を外した経緯がありますので、今回の児童福祉施設の基準についても同じ考え方で整理しているところです。

○柏女部会長 よろしいですか。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 1つ保育の方で、これは遠藤委員の方に聞いた方がいいのか、東京都に聞いた方がいいのかお聞きしたいのですが、今回の条例に規定をして規則ということで、ここ2ページの登録時の基準として規定する内容ということで1~4まであると思うのですけれども、これに対して保育の方はさまざまな団体だとがあると思うんですが、これに関してはそれぞれの団体等との意見も聞いているのかどうか、ちょっとお聞きしたいなと思ったところです。

○柏女部会長 これは遠藤委員にお聞きした方がいいかもしれませんですね。

○遠藤委員 現状、東京は東社協保育部会と民間保育園協会という2つの団体になりまして、かつては5つあったんですけども、現在は2つの団体ということで、このことについて昨年の専門部会から話があったときから、東社協の保育部会と民保協というのがかなり連絡を密にして、さまざまな活動をしてきていると私は認識しております。

具体的に何か1~4までについてとか。

○武藤委員 これについては、それぞれの団体で基本的にはこれでいいということになっているんですか。これから検討ということですか。

○遠藤委員 これから検討ということはないと思います。

○柏女部会長 よろしいでしょうか。

○武藤委員 もう一点質問があるのですけれども、國の方の名称が設備運営基準というか、そういう形になるようですね。東京都の条例化したときには、基本的には最低基準という部分での位置づけみたいなものをきちんとするのかどうか。いわゆる正式の条例化したときの名称というのがどうなるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○柏女部会長 大事な点ですね。お願いします。

○高際少子社会対策部計画課長 それについては、ほかの法令に基づく施設のところとの調整で、

その意味では統一的な名称になってくると思います。現在については設備運営に関する条例案ということで付けておりますが、最終的には全体の調整の中で決まってまいりますので、今時点ではまだ未定でございます。

○柏女部会長 名称はともかく、位置づけとしてはそういう形になるわけですね。わかりました。よろしいでしょうか。

ほかに御質問ございますでしょうか。なければ併せて意見もちょうだいをするような形にして、今40分ですので半ぐらいまで、50分ぐらい結構御意見を出していただけるのではないかと思うので、そんな感じで一括して質の向上の点と基準についての御意見、すべて一括でその方がいいのではないかと思いますので、相互にかなり関連してくる問題だと思いますので、お願いをいたします。どなたからでも結構です。武藤委員、お願いします。

○武藤委員 私は児童養護施設ということなので、社会的養護の分野について少し発言をしたいと思います。

私も今、東社協の児童部会の副部会長という立場で、一方は全国児童養護施設協議会の制度政策担当部長ということで、日夜最低基準の改正について厚生労働省といろいろやりとりをこの間ずっとやってきて、第一次改正、第二次改正、第三次改正含めて変えられるところは変えて、地方基準に行ったときにいろいろ差がないように、なるべく上げられるところは上げようということで今いろいろ意見もお出しして、今回幾つか盛り込まれて改正がされております。

基本的なところで私自身としては社会的養護の分野は今、虐待を受けた子供たちだと、そういう子供たちが多くて、いわゆる利用契約制度になじまないということで、措置制度という形でしっかり児童福祉法の最低基準という部分を根幹としながら、利用者、子供たちのサービス水準を上げていく努力をすべきだということで国の方にも申し上げてきましたし、東京都の方にも申し上げてきました。

今回、地方条例化するに当たっても、基本的には全国の児童養護施設協議会としては、全国の水準を担保するためには、地方条例化するのはいかがなものかということで意見を申し上げてきたんですけども、結果的には今回こういう形で地方条例化するということなので、当面は私どもとしては今回十分な論議をする時間がとれないと思うんです。来年度から条例化をもうやらなければいけないということなので。

東京都は国に先駆けて人員配置なども含めてさまざまな加算をして、サービスの向上に努めてきました。最低基準という形であれば、東京都の水準をきちんと担保することがゆくゆくは必要だと思うんです。今回は国の基準を準用するという形で、そのまま社会的養護の部分は最低基準を条例化することになるんですけども、今の東京の社会的養護の子供たちの現状を見ると、非常に重篤化するケースだと、虐待の重いケースなどが多くなってきていて、最低基準を上げていかないとい、実態的には子供たちの十分な支援ができないような気がします。ですので、今回はこれで私としても、業界としてもいいのではないかと思うんですけども、ゆくゆくというか、そんな遠くないところで、東京都の社会的養護の水準をしっかりと確保するための新たな基準づくりに着手しないとい、国の最低基準に甘んじていると言つてはいけないけれども、そういうことではおかしいのではないかという意見を非常に持っています。

石原都政が始まったころというのは、国の基準ではなくて東京都は独自でやるということで、言わば国の水準をリードする形でいろんな制度をつくってきたと思うんです。ですので、今回最低基準を制定するに当たって、ゆくゆくはできれば国のそういう、保育もさることなんです

けれども、社会的養護の水準を引き上げるという意味からも、率先して基準改定だと基準を上げていくような検討を、是非東京都としても積極的にやっていただきたいというのが私の意見であります。

内部的にも今回、できれば最低基準についての検討会を東社協の児童部会の中ではプロジェクトを持って、東京の新たな社会的養護の水準を上げるための水準づくりについての提言をできれば半年ぐらいかけて出したいという思いで今、計画をしておりますので、そんなことも今後是非検討していただきたいということで意見を出したいと思っています。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございました。とても大切で貴重な御意見をちょうだいしたかと思います。この条例には必ず都が条例で定めた基準を常に向上させるように努めなければいけないということが入るんだと思いますので、それを空文化させないようにしっかりと取り組んでほしい。社会的養護の分野でも応援をする、提言をするということだと思います。ありがとうございました。

では、今田委員、お願いいいたします。

○今田委員 今田でございます。

国の方も「従うべき基準」は、これより高い水準を自治体がつくることに関しては許容すると聞いております。特に人員配置の点ではフレキシブルに考えていくってことではないかと理解しております。

さきの震災のときなんかでもまさにそうなんですが、全国的に特に震災の前に調査した乳児院の状況を見ますと、特に夜間の人員配置は非常に寒いというか、大変な状況でございまして、大体乳児等々を1人で10人以上を見ているというのが現実でございます。これも議論になつたんですが、最低7人ぐらいまでしかどうしても見られない。それも平時であって、特にさきの震災のようなときがあった場合に、言語手段で子供を導くことが不可能な乳児院においては、子供の安全を担保するためにはマンパワー以外あり得ないわけで、特に夜間のことを考えますと先ほど申し上げましたように人員配置ということから勘案しても、是非夜間に厚い対応ができるような形での人員配置をお願いしたいというのが一番の願いでございます。

ハード面については、おおむね東京都に関しては今までいろいろございましたので、多くの乳児院がクリア一しているだらうと思いますが、人員の方だけは大体最低の基準で来ているところが多くございますので、その点だけあえて申し上げたいと思います。よろしくお願いいいたします。

○柏女部会長 ありがとうございました。

武藤委員と同様、乳児院関係でもそうした努力が必要だということだと思います。ありがとうございました。

そのほかにはいかがでしょうか。遠藤委員、お願いいいたします。

○遠藤委員 保育の質ということで研修についてなんですけれども、保育所等で使いにくい制度ですが、研修へやった保育士の代替の費用も都は考えてくださっているということであれなんですけれども、その辺の使いづらいものがもう少し使いやすくなつてほしいというのが1つと、やはりそういう中でどうしても保育の研修というのがキャリアパスとか最近言われていて、形態的に一生懸命法人で考えて、1つのパターンに基づいて研修に出したいなと思ってはいても、今年ですと放射性物質だとか、去年ですとインフルエンザですとか、目の前にぶら下がつた問

題に対しても研修に行かせなければいけない。そういう中でどうしても代替職員というのは保育所にとってはネックになってくるところですので、こういう制度をもう少し使いやすいようにしていただきたいというのが1つ。

あと、資料4の10ページなんですかけれども、これについては認証で3.3を切っているところの満足率が高いというのは、いわゆる反対の側面、人気があって見てくれるところだからみんな3.3を切るという部分もあるのではないかと感じたので、併せてお話をいたします。

○柏女部会長 ありがとうございました。

では、南山委員、お願ひいたします。

○南山委員 母子生活支援施設の現状と言いましょうか、社会的養護の中に含まれてはいるんですけども、どうしても今まで忘がちであるという状況の中で活動してきているんですが、現状としては母子生活支援施設の課題は例えば建て替えが進まない、老朽化しているという問題で大きく1つ、利用率が上がらないという現状でもあります。

今回、1人3.3m²から1室30m²という形になりましたけれども、これはなかなか改築が進まないとクリアしていかないですかとか、トイレとか浴室が共同であったりというところも改築していかない。その関係が原因かどうかわかりませんが、暫定の問題がどうしても母子生活支援施設の中では大きな課題の1つになってきています。現実、今も3分の1ぐらいは暫定というような形になってきておりますので、そうなってくると職員配置も大幅に影響が出てきているのが現状です。

そういう意味では先ほどマンパワーのお話がありましたけれども、うちの中でもDVの利用者が増えておりまして、虐待されていたりとか、緊急一時保護事業もやっていたりしますと、特に日曜祭日になると1人態勢であったりとか、夜間も当然宿直のいない施設も実際ありますけれども、やはり1人でやっているという現状もありますので、そういう意味では今回までは最低基準は現状を下回らないような配置にしていただきたいですし、今後人員配置も含めて段階的に引き上げるという話もありますので、是非そちらの方に期待をしたいところでございます。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございました。

南山委員にお伺いしたいんですけども、今の母子生活支援施設の数は東京都は多いですね。この中で今の最低基準を担保できない1室30m²とか、それにトイレ、バスとかいうものを担保できない施設というのは、建て替えないと担保できないというのはかなりあるんですか。

○南山委員 そうですね。半分以上はまだ担保できないと思います。築40年の施設も相当ありますので、30m²をクリアしているのは都内に37施設ありますけれども、3分の1ぐらいだと思います。

○柏女部会長 そうすると、建て替えが進んでいかない限り、言わば新しくできる基準が空文化するというか、そういうことにもなりかねないということですね。

○南山委員 今の現状では、少しずつ建て替えが進んではいますけれども、なかなか思うように進まないというのが現状です。

○柏女部会長 そのためにも、この基準を実態に合わせていくためにも、老朽化したもののが建て替えが必要だということですね。

○南山委員 母子生活支援施設は東京都の事業ではなくて市区町村事業になりますので、そういう

う意味では児童養護さんとは仕組みが違うのかなという感じはします。保育園さんも同じです。

○柏女部会長 平倉さん、どうぞ。

○平倉少子社会対策部育成支援課長 今お尋ねがあった件で、事務局で都内の母子生活支援施設の設備状況につきまして、今回の条例で都が基準を定めるに当たりまして実情を調査しております。

まず、新基準の30m²以上をクリアできていない割合は36%でございます。3分の1強が難しいという状況になっております。

浴室のありなしというところでは、ありが72.7でございまして、残念ながら逆に3割弱が浴室がない。

トイレのありなしというところでは、ありが82.2ということで、2割弱がまだトイレが共用になっていて、ないという状況になっているところでございます。

○柏女部会長 わかりました。そうすると、いずれかということになると、もしかしたら半分ぐらいになる可能性もあるということですね。これはちょっと深刻な状況ですね。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。加藤委員、お願いいいたします。

○加藤委員 これは児童福祉施設全体に関わることだと思うんですけれども、質の向上という観点からさまざまな研修が今回、保育所の資料がありましたが、されていることはわかりました。それが受けやすくなるような仕組みを考えなければという御意見もあったんですけども、それに併せて、児童福祉施設における離職者の多さに対する対応というものが必要なのではないかと強く思います。

私は例えば保育所ですと、児童養護施設といったところの団体を代表して出てきているわけではないんですけども、児童養護施設の心理の職員として、あるいは今日こういう包括事業のお世話になっているんだと思ったんですが、子供家庭支援区市町村包括補助事業というところで保育所やさまざまな児童福祉施設の巡回相談をさせていただいておりますので、そういう形で現場に行って保育士さんの相談に乗ったり支援をしているんですけども、その中で非常に平均在職年数、今、細かいデータを私は持っておりませんが、それぞれの施設や種別の平均在職年数というのは非常に短いということが言えると思います。

それは裏を返せば離職者が多いということで、結局、質の向上を図っていくときに重要な専門性の積み上げといったことができないという状況が今あって、質の向上ということを考えるときには、職員の方が専門性を蓄えながら長く働き続けられるようなさまざまな方策を考えることが必要なのではないかと思う次第です。

それは恐らく勤務の継続ができるような仕組みというと、1つの分野からだけの支援や方策では無理で、働き方とか雇用形態あるいは研修も1つだと思いますけれども、いろいろな分野からの工夫を複合的に検討していくことが必要だなと思いますので、そのことを申し上げておきたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

これに関連して私もちょっと伺いたいんですけども、東京都の場合は民間の保育所等の場合は民改費が出ていますが、それを東京都は言わば国基準に対して上乗せをしたりとかはしているんですか。つまり経験が長くなると給料も当然高くなってくるわけですけれども、それに対して上乗せしているとか、それはないわけですか。

- 遠藤委員 私は民間の保育園ですけれども、基本的に12でやっています。
- 柏女部会長 今の加藤委員のお話から言えば、もしもそういうことがあると給与も一定以上になると上げられないという話で、ベテランが増えれば増えるほど経営は圧迫するという話ですから、そういうことがないようにしていく努力が必要なのではないかという御意見と受け取つてよろしいですか。経験年数だけではないと思いますけれども。
- 加藤委員 裏面ではそういう問題が実際起きていますし、それが今の平均在職年数の短さとか、さまざまな職員にとっての負担であったり、それは子供たちの不利益に直結することですので、重要な問題だと思います。
- 柏女部会長 ありがとうございます。
- 遠藤委員、お願いします。
- 遠藤委員 その点でいろいろ保育所も抱えているところです。要するに勤続年数が長くなれば職員も当然家庭を持ち、子育てをしながら保育所の保育士をしているというところで、ワーク・ライフ・バランスをどうしていくかという部分で保育士法でも子育て期間中は余り早番、遅番をやらないようにとかという配慮は当然必要なんですけれども、やはりだんだん増えていくと難しくなってくる、タイトになってくる。逆に職員の不満が出てくるみたいなところもゼロではありませんので、すごく難しい問題だなと思っています。特に保育所の近くに住居を構えてくれればいいですけれども、持ち家を取得する方々というのは必ずしも近くではないということで、非常にその辺は勤務を続けていただきたいのと、保育所のシフトが非常にタイトになつてくるという問題と両方あるような気がしています。
- 柏女部会長 今田委員、どうぞ。
- 今田委員 ただいまの離職者等々は乳児院でも非常に深刻でございまして、乳児院では人の最低基準の中に看護師がうたわれております。看護師の確保に関しては御承知のように非常に難しいというのが現実でございますし、乳児院では保育士も夜勤がございますので、御指摘のように何年か経ちますとみんな子育てをしながらということになりますと、夜勤というのが非常にネックになってまいりまして、仕事を継続する上で非常にそれが障害になつてしまうというのが現実でございます。これは勿論看護師も同様なことが言えますけれども、保育士の確保も夜勤があるがゆえに非常に困難であるということと、看護師はもともと数が十分とは言えないという状況下で、福祉施設で確保することの困難さは筆舌に耐えがたいところがございます。
- やつとさきの社会的養護の方で、国の方も看護師を今まで乳児院では医療機関での勤務がそのままキャリア化しないという形で、経験を見てくれなかつたわけです。福祉施設でのみ勤務したのがキャリアとして認めてもらえるということがあつたわけですが、そのところは今度の改正で医療機関でのキャリアも加算してくれるということになりましたので、若干楽にはなつてくるかと思いますが、依然として特に看護師の確保が乳児院では非常に難しいということは指摘しておきたいと思います。
- 柏女部会長 ありがとうございます。
- 武藤委員、どうぞ。
- 武藤委員 先ほど加藤委員の方から発言がありましたけれども、児童養護施設の方も今、国に先駆けて小規模グループケアとかグループホームだとか、小規模化を東京の方はいち早く進めたんです。そこで何が起こっているかというと、子供たちは伸び伸び生活をするわけで、虐待

を受けた子供たちは今まで抱えていたものを、そこでいろんな形で出してしまうということなんです。

出すことは子供にとって必要だと思うんですけれども、そこで職員がもたないという状況になってしまって、グループホームなんかで1人勤務で子供たちが極端な場合、物を投げたりだとか包丁を振り回したりだとか、いろんなことをやるんです。特に最近は性的ないろんな事故や事件みたいなものも起きているということで、そこで職員が自分の力量が足りないんだということで、この仕事をやっても自信がということで離職をしてしまうという現状が東京の中あります。

この間、専門機能強化型児童養護施設という形で、支援困難な子供に対して専門的なアプローチができるようなシステムを導入したんですけども、そこでもまだ起こっているということで、ここに関して数年前に暴力調査をしたところ、職員が1人のとき、若い経験の浅い職員のときにその問題が起こっているということなんです。

ですから、東京でこのシステムをもう少しぬ次の段階に持っていく場合には、主要な時間帯においては職員が複数配置できるようなシステムということだと、今、勤続年数が平均すると7~8年なんです。これを少なくとも12~15年ぐらいまで持っていかないと、適切な子供に対するケアができないということになりますから、そういう意味からすると先ほども私が発言したように、東京の新たな配置基準を決めるということであれば、そういうことも含めて検討する必要があります。安心して安全で常に愛着関係を大切にした、より家庭的な、一貫的な養護というものを今後も東京で追求するということであれば、もっとそういうような経験性だとか職員の配置を含めて考えていかないと、せっかくここまで全国に先駆けて高めてきた養護水準をより発展できないという状況になります。併せて是非この最低基準の今後の検討の中で今、私が申し上げた中身も含めて検討材料にしていただきたいと思っているところです。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

社会的養護関係は、次のステップを考えていくときにとって大切な御意見がたくさん出でるよう思います。

保育関係の方に話題を移していきたいのですけれども、都独自の基準として規定する内容についての御意見がございましたらお願いをしたいと思います。石阪委員、お願いいたします。

○石阪委員 前から引き続き議論をしてきたことなので、そこについてはそれでいいと思うんですが、実は町田市は15区9市に入っていないんです。これは東京都に言う話ではないんですけども、厚生労働省というか国が地方の実勢ということを言ってこの法律をつくって、東京都が審議会で決めていただいて、こういう形で今、進んでいるんですが、該当するかしないかは厚生労働省が決めるんです。私どもにとては非常に何だろうなと思っているんです。東京都内の市町村の1つとして東京都が決めればそれでできるのかなと思ったら、そうではなくて、どこにできるかは国が決めるんだという、どういう意味で地域主権なのか地域分権なのかよくわからないというのは、率直な感想であります。

やはり国がある程度のナショナルミニマムであって、あとはここを任せよという物の考え方と、細かいところは国が決めるという話がどうも一致しないんです。これは東京都さんに言ってもしようがない話なんですねけれども、どうもおかしいなという感じがしています。

もう一つは、東京都の保育の基準の問題というのは、これは言葉が正しいかどうかわからな

いですけれども、先進的というか、認可に当たっていろんな基準を、施設であれば広めの基準、人であれば多めの基準というか、それを条例ではないんだけれども、やってきて、当然裏付けとしての補助金というか、そういう運営費の負担を東京都全体としてしてきてているし、町田市もはつきり言えばそれに従ってやってきてているわけで、その点については東京都の基準なんですかけれども、この前の部会でもそういう議論をしたんですが、やはりはつきり言って財政力によってできるのが東京都で、財政力のない道府県はできないというのが実態なんです。

ですから、ここは非常に難しい問題なんですが、税で負担しているというのを、その都道府県の税収によって基準が緩和できるというか、負担ができるかどうかは決まっているという、広く言えばそこの税源、その都道府県の税源がたくさんあるかどうかで施設の基準だとか運営費が決まってくるというのが現実なので、現実の方ははつきり言って理論とか議論あるいは理念だけではないことも、かなりあるのかなというふうに去年からの議論ではそう感じていました。

のことと最初に申しました細かいところまで国がどうしてこう決めてくるのかというのを、私の頭の中で整理がつかないという状況なんです。そういう意味でどうしろという意見はあるわけではないんですが、のことだけは申し上げたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございました。どうぞ。

○高際少子社会対策部計画課長 石阪委員とともに前回、専門部会の委員をしていただきました成澤委員から、今日は御欠席なのですけれども、本日御意見をお預かりしております。御紹介させていただきます。

文章でちょうどいをいたしましたので、読み上げさせていただきます。

これまで児童福祉審議会の専門部会では、保育園の面積基準の緩和について議論が行われてきたところである。この中で私は子供の保育環境に直接的な影響を与えることとなる面積基準の緩和については、待機児童の解消が目的であったとしても最後の手段であり、現在の段階で導入を図るべき対策ではなく、反対の意見を述べてきたところであり、この考えに変更があるものではない。

また、今般国から指定された面積基準の緩和対象地域のうち、特別区においては面積基準の緩和により待機児童を解消することとしている区はないと聞いており、このたびの条例改正はこうした観点からも実効性の伴わないものとなる可能性が高いと考える。

以上のことから、本日の議論に当たり、面積基準の緩和に係る部分については改めて反対である旨の意見を表明するものである。

以上、成澤委員からお預かりをさせていただいております。

○柏女部会長 成澤委員は今日、御欠席ということですけれども、御意見を出していただきましたが、今の御意見あるいはこの点について何か御意見ございますでしょうか。

○秀嶋福祉保健局事業推進担当部長 都としてこちらの意見をいただきましたものについて説明させていただきたいと思います。

成澤委員につきましては、これまでの専門部会より面積基準の緩和について、現在の段階で導入を図るべき対策ではなく、反対であるという意見を述べてこられたことについては、事務局としても承知しているところでございます。しかし、これまでの専門部会、昨年度の専門部会につきましては、都の提案内容を了承するということが多数意見であったということにつきまして、本年6月の本委員会において報告、了承が得られているところでございまして、保育

所の面積基準に係る検討につきましては、その時点のものとしてはまとまったものと認識しているところでございます。

成澤委員の方から、他の特別区において実施する区はないという御指摘もあるわけですが、そちらの事実については都として把握しておりません。

その点について説明させていただきました。

○柏女部会長 いかがでしょうか。遠藤委員、どうぞ。

○遠藤委員 基本的には前年の専門部会で決まって、部会長の先生の話を聞く限りは、基礎的自治体である区市町村が実施するかしないかを決めるというところで落ち着いて、私たちは地元の市なり区なりとの話し合いになるなという感覚でいます。

なるべく実施しないでいただければ、それはそれでありがたいんですが、幸い私の地元のところは入っていませんでしたので、そういうふうにはならないんですけれども、そういう基準になったところもあるでしょうし、極端な話、国が前々年度の3月という基準のとらえ方をしていること自身が一番まずいのではないかと思っています。前々年度の3月で100名入れたのが、今年はずっと40名台に下げてきた。その間の行政の方々の努力が反映されない基準になってしまいますので、ちょっとその辺は残念だったなと思っています。

○柏女部会長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私が先ほどお話がありましたように、本委員会の方にこの結論といいましょうか、審議の経過について御報告を申し上げましたが、そのときにはこんなふうに申し上げました。詳しくはそのときの議事録をお読みいただければありがたいと思うのですけれども、児童福祉審議会ですから、言わば子供の最善の利益ということを一番大事にして議論をしてきたということです。その子供の最善の利益ということのとらえ方に多少の違いがあった。

一方、多数意見は待機児童が東京だけで全国の3分の1以上を占める。そんな状況の中には認可保育所に入れない子供たちがどんな状況に置かれているのか。その子供たちの最善の利益を優先すべきではないかということが1つありました。

もう一方の少数派と言いましょうか、意見では、現に保育所に入所している方々の子供たちの利益を侵害する可能性がある。そこを考えるべきではないかということで、意見がそこで述べたということは言えるかと思います。いずれにしても子供の最善の利益を一番大切にして考えていくという点では一致をしておりまして、どちらを優先すべきなのか。待機児童が全国の3割以上を占めるこの東京都にあって、そして国が標準として緩和も可能だとしているところで、東京都が15区9市に対してまかりならんと言うことが適切なのだろうかということを考えたときには、多数意見としてはここは認証保育所で行われている基準を適用することを考えるべきではないかという意見が多数派だったということになります。

面積基準を認証保育所の基準まで認可保育所を緩和したときに、どういう影響が出るのか。そのことについて検証を東京都にお願いをしたいということで、報告をさせていただいたということでございます。

今日その2.5m²まで緩和している認証保育所と、緩和していない認証保育所についての保護者の満足度の調査結果があって、緩和しているところ緩和していないところで差はないというか、言わば人気のあるところに子供が集まるので、きっと2.5m²の緩和している方が満足度が高いという結果になったんだろうと勝手に想像はしておりますけれども、そんな結果で、保護者の方から見て面積基準を2.5m²まで緩和している認証保育所に対して、不満が強いと

いう結果は見られなかつたという報告があつたということになるかと思います。

ほかの参加をしていらっしゃつた委員の方で、この件について御意見はござりますか。加藤委員、何かございますでしょうか。

○加藤委員 部会長の今、御説明してくださつたことで十分でございます。

○柏女部会長 石阪委員はいかがですか。

○石阪委員 さきに申しました。国の対応に多少不満があるだけでございます。

○柏女部会長 わかりました。

それでは、ほかの点についてもよろしいですね。保育所の基準で、これは上乗せの方だから、もっと上乗せるべきだとかいうような、そこは大丈夫ですね。

それでは、全体を通じて御意見がございましたらお願ひします。

○石阪委員 先ほどの離職の話について、話をしたいと思います。

実は私の子供が保育士ではなくて、男子なんですが、介護士をやっていまして、もう大分長くて7年ぐらいになります。やはり後から入ってきた職員が辞めていくというパターンで、最初のところはきつい勤務で、認知症の高齢者のグループホーム。いわゆる1人夜勤というのも定番で、夜勤がきつい。認知症の高齢者の場合は全員夜しっかり休んでいただけるわけではなくて、夜と昼がひっくり返っているみたいなことがあって、1人で夜勤をするのは結構きついんですけども、それでほかへ移ってしまったんですが、そのときの手取りが月額17万です。余りに安いのと、余りに勤務がきついのと両方ですから、続くわけがないので辞めてしまったんですが、ほかの施設に行って今は介護老人施設。そこでやっと二十数万の手取りになりましたが、研修についても資格についても、なかなか難しいです。

資格手当というのが、一応介護福祉士とケアマネージャーの手当と両方資格給があるんですが、本当に大した金額ではないんです。夜勤についても当然小さい金額の手当しかつかない。しかも若いものだから正月はうちの息子は先頭に立って夜は仕事です。正月に休んだことはないんです。ベテランの人あるいは子供がいる人とか、勤務地から遠い人が正月は休みで、うちの息子は正月休めないというので、正月に我が家に来たことがないんですけども、やはりそういうものはどういうことかというと、介護系の手取費というものは介護保険でまかなわれている。つまり受益と負担がダイレクトに結び付いているんです。ここが一番大きな要素だと思います。

介護保険料の引き上げを今、言っていますが、私どもの議会の各会派からそんなに値上げはやめろと言われているんですが、上げない限りは保険が回らない。しかも介護の仕事の手取費は安いですから、しっかり保険料を払ってもらわないと運営できないんです。それはもう地域の人たちにお話しても、不満を言いません。自分が払っているお金と給付というものがくっ付いているということはみんなよくわかっています。介護については。

ですが、先ほど武藤委員が言われたように、やはり措置に近い部分、介護の方は措置ではありませんが、措置に近い部分になればなるほど距離が離れていく。介護のように負担と受給は近づいていないんです。だから議論としては理論とか物の考え方で成り立つので、実際に私は介護の手取費をうんと引き上げるべきだといつも言っていますが、当然介護保険料を上げなければいけないので、区民に対してはそういう話はできないという状況なんで、そのところは保育についてはその中間にあると思います。

例えば老人介護と養護の中間ぐらいに保育があるので、そのところの研修というものを、

そこにある程度のお金を投入してもらいたいと思います。そこは人件費の問題というより、人件費も先ほど言ったように余りベテランの人になって、今度は保育園の運営が大変なんですが、それでも、それでも税が入っていますから、そういう意味では研修をしっかりやってもらいたいと思います。

町田市のケースでは運営費が1人当たり約160万円かかるんですが、税が148万円です。残りの12万円が保護者負担金ですから、圧倒的に市民税と国税で保育所はまかなわれています。そういう意味ではそれだけ税をかけているわけですから、人件費については言いませんから、研修の方に力を入れていただきたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。今田委員、お願ひします。

○今田委員 くどいというふうに言われるのかもしれませんけれども、都内の乳児院は10か所ございますが、その中で毎年調査をしていて、経年的な変化もいろんな形で見ているんですが、御案内のように虐待がどんどん増えていくっているという実情がございます。その中でも虐待の質的な変化というものもあって、特に乳児では逃げられませんので悲惨なケースが多々あります。

私のいます乳児院でも、硬膜下血腫等々で脳に障害を起こしているのが今年になって8名入ってきています。そのうちの3名は視力を失っているような状況でございますので、ますますこれからも恐らくは医療的なニーズを持った子供たちが増えしていくだろうということは、容易に想像ができますので、やはり究極的には都が先駆的な形でいろんな専門職に支えられる形での決着を目指すための施設がどうしても必要ではないかと思っています。乳児院の中で、いわゆる健常な子供の中で育てることのメリットと、もう一つはそういう特別サポート体制が整った形でやっていかなければ、絶対にその子たちが自立できるようにならないのではないかという危惧を常に持っております。

私は乳児院に入って十数年経ちますけれども、毎年のように増えてまいります。この10年間だけで揺さぶられっ子を我々は40例経験しておりますが、その多くは非常に悲惨なケースになっておりますので、是非こういう実情を広く知っていただきたい、そしてその子供たちが少しでも自立できるようにというのを願わないではいられない状況でございますので、是非そのところを御理解いただければ非常にありがたい。

その先の施設がないんです。東京都も先駆的な非常に恵まれた自治体だと思いますけれども、それでもなおかつ次の施設がないということが現実でございますので、そこも併せて御理解いただければと、くどいようですが、そのことを申し上げたいと思います。

○柏女部会長 乳児院の現場で毎日子供たちの様子を見ていた切なる思いというか、その御意見の発露だというふうに思って聞かせていただきました。ありがとうございました。

遠藤委員、お願ひいたします。

○遠藤委員 保育の場合は国の子育ての組替えの論議がずっと進んでいて、今回の最低基準の移管でも国のいわゆる工程どおりすれば25年度ぐらいにという話で、2015年半ばには税と社会保障の一体改革の中で子育てシステムが再構築されるということですので、今回のこの条例が移管されて動くのは、それまでの間というふうに保育の場合のみ理解しています。

そうなったときに保育の我々の協会で一番心配しているのは、下がった基準のまま新システムに移行されると困るねということは非常に危惧しております。そういうところがあるという

ことをわかつていただきたいなと思って発言しました。

○柏女部会長 あくまでも緊急一時的な措置としてこれを考えてほしいということですね。ありがとうございました。

では、加藤委員、お願いいいたします。

○加藤委員 虐待のことが先ほどから幾つか話題に出てるので、一応虐待のケアの専門家としては一言申し上げたいと思ったんですが、先ほど今田委員がおっしゃったような、起きてしまった重篤な虐待の被害を受けているお子さんの支援をしていくということも非常に大事で、是非考えていただきたいことだと思うのと同時に、やはり予防という観点から児童福祉施設の充実ということを考えていくことが大事だと思っています。

柏女委員の方が子供の最善の利益ということを考え、今、待機児童になっている子供たちのことを考えた結果、十分な検証をしながら最低基準を 2.5m^2 にというお話をさせていただきましたけれども、これもそこにつながる問題で、言ってみれば虐待が増えているというのがいろいろ議論もありますし、実際の数が増えているのかというところは十分な検証が必要なわけですけれども、しかしながら、今、児童福祉の現場にたくさん虐待を受けた子供たちがいて、なおかつ児童相談所の対応件数が増えているというところでは間違いがなく、今の子供福祉の恐らく最重要課題だと言っても過言ではないと思うんです。

そういう中で虐待を防止していくことを考えたときに、勿論、子供の支援ということも大事ですけれども、子育てに関する支援であるとか、虐待を望まずにせざるを得ないというか、する状況になっている保護者に対する支援というようなことを考えていくことが非常に大事だと思っています。

そういう意味では、それこそ例えばですけれども、保育所の地域への子育て支援の機能であるとか、ソーシャルワーク的な機能を拡充していくんだとか、そういう部分で児童福祉施設のとしての保育所の財政事情で難しいことがたくさんあることは十分承知しながら、それでも今、在宅で生活しているお子さんが、理想の世界ですけれども、例えどの子供でも就労とか就労していない関係なく保育所を希望によって一定利用することができるとか、あるいは半年過ぎたお子さんは保育所に半日は自由に来ていいですよというような仕組みができたとしたら、虐待は相当程度なくなるだろうと思うわけです。ですから予防という観点からの児童福祉施設の機能の拡充、特に保育所なんかのソーシャルワーク的な機能の補充というようなことも、先々是非検討していただきたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

実は東京都の次世代の育成支援懇談会というものがあって、東京都の次世代育成支援行動計画の進捗状況を議論する場でも、今、加藤委員がおっしゃったものと同じ意見が出て、保育所というのは本当に家庭養育基盤が弱いところ、その人たちが利用することによって問題の深刻化を防ぐことができる大切な機能を持ったところなので、そこを重要視していく必要がこれからはあるのではないかといったことが出ておりましたけれども、まさに同じ意見だったなというふうに思います。

それで思い出したのですが、次世代懇のときに出た意見は虐待などの意見も多かったので、今、虐待の専門部会で議論が行われているので、そちらに是非伝えてほしいと申し上げたのですが、こここの専門部会で出た意見も虐待の専門部会で今、議論が行われておりますので、そちらに是非お伝えをいただいて、向こうでの議論に生かしていただければと思います。どうぞよ

ろしくお願ひいたします。

時間が30分をちょっと過ぎましたけれども、武藤委員が私を見てにらんでおりましたので、どうぞ。

○武藤委員 質問と要望というか意見を言いたいと思います。

1つ質問は、今回この最低基準等々の位置づけが少し変わってくる中で、今日、指導部の人たちはいないんですけれども、査察指導の在り方というか、監査の在り方という部分が、位置づけが変わるに当たって変わっていくのかどうか。私の想像では特に社会的養護のところについては、基本的には最低基準をそのまま準用するということであれば、変えなくていいのではないかと思っているんですけども、その辺りは位置づけとして変わっていくのか、指導部と少しそんな意見のやりとりをしているのかどうかということについてお聞きしたいと1点思っています。

あとは意見になりますけれども、先ほど保育の方の質の確保と向上に向けてということで、資料4のペーパーをいただいて、割と保育の方はこんなことを先進的にやっているんだなということを思いまして、今回実は児童福祉法の総則の中に、この資料でいきますと基準のペーパーの3ページの7条の中に「できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない」ということで、その下以降に「常に自己研鑽に励み」云々かんぬんということがあって、私もこの保育の質を担保すると同時に、社会的養護の児童養護の質を担保するためには、先ほど経験性の問題の話をしたと思うんですけども、研修を十分にやりながら訓練をしていくということが必要だと思います。職員が入職してからステップアップできるようなシステムが必要かと思って、今、東京都の方でモデル研修等々を今、力を入れてやっているんすけれども、これからも是非そういうものを引き続きやっていただきながら、やはり質の担保をするためには職員の育成と研修システムという部分を東京都でも力を入れていかないといけないのではないかと思っています。保育をこれだけやっているのだったら、是非社会的養護のところも職員の養成というか育成というか、そういう部分に是非今後とも力を入れていただきたいと思っています。

もう一点、今度は障害福祉分野での検討会を行うということなんすけれども、児童養護施設にも知的障害の子供たちは結構入ってきてまして、そこの境目の問題をどうするのかとかも含めありますので、もし可能であれば今度の検討会等々に時間があれば呼んでいただき、障害分野の最低基準の論議にも少し参画というか、オブザーバーでも構わないんですけども、参画させていただけるといいかなど。

要望も含めて、以上です。

○柏女部会長 では、御質問の部分についてお願ひいたします。

○高際少子社会対策部計画課長 指導の関係は指導監査部と話をまだしておりませんので、確認の上、今後議事録等を確認していただく機会があろうかと思いますので、その際に御質問の件はお答えできるようにしたいと思います。

○柏女部会長 それから、今、御要望があった件も併せて御検討いただければと思います。今田委員も本当に障害を持った方にずっと関わっていらっしゃいますので、そんなことも考えていただければと思いました。

遠藤委員、どうぞ。

○遠藤委員 今、武藤先生の方から保育はこんなに研修をやっているとありましたが、基本的に

保育の場合はこれ以前に保育指針というものが国から出て、それに縛られている部分がありますので、かなり研修とか自己の振り返りというものも、国の最低基準の一部として保育指針が位置づけられている関係上、やらなければならないという側面もあることは事実だと思っています。

あと、先ほど保育所のソーシャルワーク的な側面というお話をありましたけれども、非常にそこは重要なと感じています。しかしながら、国の施策は今回は供給量を増やすというのが主眼であると思いますので、そうするとどうしてもそういうところが薄れていってしまうという傾向はあるのではないかと思っていますので、是非とも東京都の方からもそういう意見をきちんと持ち上げていただきて、今、保育所の持っているソーシャルワーク的側面が決して後退しないように、むしろ前進するような形で新システムの構築を図っていくことが重要ではないかと感じております。

○柏女部会長 ありがとうございました。

南山委員、どうぞ。

○南山委員 これはお願いなんですけれども、今、職員のメンタルヘルスに関することが盛んに各施設なり部会等で取り組まれていると思うんですが、うちの施設というか、うちの母子福祉部会の中でも虐待を受けているお子さんですとか、DVを受けているお母さんの対応をしなければいけない。お母さんに障害があるだろうと疑われるような症状の方の対応をしなければいけないこともあります。

数字的には調査しても余り数字では出てきませんけれども、保育でもいろんなところでもそういう問題はあるかと思いますので、今後こういう研修も含めて充実の方を考えていただければと思います。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございました。

まだまだ御意見もあるのではないかと思いますが、与えられた時間があと5分ほどになりましたので、よろしくございますでしょうか。

皆様からたくさん、さまざまな御意見をちょうだいいたしました。保育者の確保や継続して働いていけるような対策、この基準は是としながらも、それを更に向上させてほしいといった御意見もございましたし、何より研修の充実というところでは本当にたくさんの御意見があったように思います。また、社会的養護や虐待の問題についてもさまざまな御意見をちょうだいいたしました。今日お見えになっておられませんけれども、成澤委員の方からは保育所の居室面積基準の弾力化に関する条例規定については反対という御意見もございました。また、それに関連する委員間の御意見もございました。

よろしければ、今日のまとめということではないんですけども、委員の皆様に改めてお伺いをさせていただきたいと思います。この専門部会として今日、事務局の方から提案のあった内容でこの基準を了とするということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○柏女部会長 ありがとうございました。

それでは、事務局から提案のあった内容については、当部会で了承されたということにさせていただきたいと思います。

今日の審議は以上になります。事務局の方から改めて今後の予定などを願いしたいと思

ます。

○高際少子社会対策部計画課長 ありがとうございます。

本日御審議いただきました、今後東京都がつくります条例と規則に規定する基準の案でございますけれども、来年1月に開催を予定しております本委員会におきまして改めて内容の御説明と、本日こちらの専門部会で内容を御了承いただいたことにつきまして御報告をさせていただくことにしております。その後、準備が整い次第、条例案を都議会に提出ということで予定をしております。

以上でございます。

○柏女部会長 それでは、委員の方から何かよろしいでしょうか。特にございませんでしょうか。

今田委員、お願いします。

○今田委員 1点だけ。最低基準に盛られていないもので事務員の問題があろうと思います。私の手元に昭和45年10月1日施行の児童福祉施設最低基準というものを持っているんですけども、これには乳児院には医師、看護婦、栄養士及び書記を置かなければいけないということで、事務員が最低基準の中に入っていたと思うんですが、現在それがないんです。

事務量は御承知のようにどんどん増えておりまして、1人では到底まかない切れないと段階まで来ているという段階で、最低基準にそれが盛られていないということは不思議だなと思っておりますので、是非東京都の独自の条例でそのところをアップしていただければと思っております。

以上でございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、今日の審議会はこれで終了をさせていただきたいと思います。遅くまで本当にありがとうございました。